

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 6 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャベストサンギョウ 株式会社ベスト産業

住所 奈良県橿原市曾我町467

フリガナ 代表者氏名 ダイホウトリシマリヤク キムラ ケイスケ 代表取締役 木村 恵介

電話番号 090-1957-2462

FAX番号

メールアドレス fykpw300@yahoo.co.jp

代理人 奈良県奈良市杉ヶ町14-1第一西田ビル204

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。 山之内行政書士事務所 山之内 清孝

電話番号:0742-87-1768

メール:k.yamanouchi@kcn.jp



1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ☑ ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
☐ ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
☐ ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
☐ ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

Table with 4 columns: NO., 水道事業者名, チェック, and empty cells for selection. Includes entries for Nara City, Yamato Takatori City, Yamato Gunashi City, Amari City, etc.

指定給水装置工事事業者指定申請書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 6 日

申請者 氏名又は名称 株式会社ベスト産業
住 所 奈良県橿原市曾我町467
代表者氏名 代表取締役 木村 恵介

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
代表取締役 キムラ ケイスケ 木村 恵介 取締役 タカクラ マサル 高倉 勝 取締役 キムラ タエ 木村 多恵 取締役 ヒライ ミノル 平井 稔	
事業の範囲	建築資材の販売 土木工事業 建築工事業 とび、土工工事業 石工事業 屋根工事業 タイル・レンガ・ブロック工事業 鋼構造物工事業 舗装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業
機械器具の名称、性能及び数	別表のとおり

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社 ベストサンギョウ ベスト産業
上記事業所の所在地	郵便番号 634-0831 住所 奈良県橿原市曾我町467 電話番号 090-1957-2462 FAX番号 メールアドレス fykpw300@yahoo.co.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号
木村 恵介	第303101号

当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の所在地	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

機 械 器 具 調 書

令和 7 年 2 月 6 日 現在

種 別	名 称	型式、性能	数 量	備 考
管の切断用の 機械器具	金切りのこ	固定式鋸弦	1	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	300平型判丸型 N-100A	1 1	
管の接合用の 機械器具	トーチランプ パイプレンチ スパナ	ガスボンベ式 13mm～100mm	1 1 2	
水圧テストポンプ				

（注）種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、
「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

様式第2（水道法施行規則第18条及び第34条関係）

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 5 日

申請者

氏名又は名称 株式会社ベスト産業
住 所 奈良県橿原市曾我町467
代表者氏名 代表取締役 木村 恵介

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

履歴事項全部証明書

奈良県橿原市曾我町467番地
株式会社ベスト産業

会社法人等番号	1500-01-010917	
商号	株式会社ベスト産業	
本店	奈良県橿原市光陽町69番地の4	平成13年 5月 1日移転
	奈良県橿原市曾我町467番地	令和 6年 7月17日移転
		令和 6年 7月24日登記
公告をする方法	官報に掲載してする	
会社成立の年月日	平成1年10月19日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1、建築資材の販売 2、土木工事業 3、建築工事業 4、とび、土工事業 5、石工事業 6、屋根工事業 7、タイル、れんが、ブロック工事業 8、鋼構造物工事業 9、舗装工事業 10、しゅんせつ工事業 11、水道施設工事業 12、前各号に付帯する一切の事業 	
発行可能株式総数	800株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行済株式の総数 200株	
株券を発行する旨 の定め	当会社の株式については、株券を発行する	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 1日登記
資本金の額	金1000万円	

株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。 平成23年 7月18日変更 平成23年 7月19日登記	
役員に関する事項	取締役 <u>高倉勝</u>	平成26年12月22日重任 平成26年12月24日登記
	取締役 <u>高倉勝</u>	令和 6年12月27日重任 令和 7年 1月16日登記
	取締役 <u>高倉よし子</u>	平成26年12月22日重任 平成26年12月24日登記 令和 6年 7月17日辞任 令和 6年 7月24日登記
	取締役 <u>木村恵介</u>	令和 6年 7月17日就任 令和 6年 7月24日登記
	取締役 <u>木村恵介</u>	令和 6年12月27日重任 令和 7年 1月16日登記
	取締役 <u>木村多恵</u>	令和 6年 7月17日就任 令和 6年 7月24日登記
	取締役 <u>木村多恵</u>	令和 6年12月27日重任 令和 7年 1月16日登記
	取締役 <u>平井稔</u>	令和 6年12月27日就任 令和 7年 1月16日登記
	奈良県橿原市光陽町69番地の4 代表取締役 <u>高倉勝</u>	平成26年12月22日重任 平成26年12月24日登記 令和 6年 7月17日辞任 令和 6年 7月24日登記

奈良県橿原市曾我町467番地
株式会社ベスト産業

	奈良県橿原市曾我町467番地 代表取締役 木村 恵介	令和 6年 7月17日就任
		令和 6年 7月24日登記
	奈良県橿原市曾我町467番地 代表取締役 木村 恵介	令和 6年12月27日重任
		令和 7年 1月16日登記
登記記録に関する 事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により	平成16年 5月24日移記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明
した書面である。

令和 7年 2月 7日

奈良地方法務局
登記官

岡 本 基 治





株式会社ベスト産業 定 款

第2章 株 式

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社ベスト産業と称する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 建築資材の販売
- 2 土木工事業
- 3 建築工事業
- 4 とび、土工工事業
- 5 石工事業
- 6 屋根工事業
- 7 タイル、れんが、ブロック工事業
- 8 鋼構造物工事業
- 9 舗装工事業
- 10 しゅんせつ工事業
- 11 水道施設工事業
- 12 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県橿原市に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、官報に掲載してする。

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、800株とする。

(株式の譲渡制限)

第 6 条 当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならぬ。

(株券の発行)

第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株券の種類)

第 8 条 当会社の発行する株券は、1株券、10株券、50株券、100株券の4種類とする。

(株主名簿記載事項の記載又は記録の請求)

第 9 条 当会社の株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、株式取得者とその取得した株式の株主として株主名簿に記載され、若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利害関係人の利益を害するおそれがないものとして法務省令に定める場合には、株式取得者が単独で株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 10 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印し、これに株券を添えて提出しなければならない。その登録又は表示の抹消について

ても同様とする。

(株券の再発行)

第 11 条 株券の分割、併合、汚損等の事由により株券の再発行を請求する
には、当会社所定の書式による請求書に署名又は記名押印し、これに株券
を添えて提出しなければならない。

2 株券の喪失によりその再発行を請求するには、当会社所定の書式による
株券喪失登録申請書に署名又は記名押印し、これに必要書類を添えて提出
しなければならない。

(手数料)

第 12 条 前三条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払
わなければならない。

(株主の住所等の届出)

第 13 条 当会社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは
代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に
届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につ
き、同様とする。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録され
た議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会におい
て権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか必要があるときは、取締役の過半数の決定によりあらかじめ
公告して臨時に基準日を定めることができる。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 15 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時

株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、
議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席
し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる
株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権
の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

第 4 章 取締役

(員数)

第 17 条 当会社の取締役は、1 名以上とする。

(選任及び解任の方法)

第 18 条 取締役の選任及び解任は、株主総会において、議決権を行使する
ことができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該
株主の議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 19 条 取締役の任期は、選任後 10 年以内に終了する事業年度のうち最
終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠又は増員により選任した取締役の任期は、その選任時に在任する取
締役の任期の満了すべき時までとする。

(社長及び代表取締役)

第 20 条 取締役が 1 名の場合はその者が代表取締役となり、取締役が 2 名
以上ある場合は、そのうち 1 名を代表取締役とし、取締役の互選によって



27-

これを定める。

2 代表取締役を社長とし、会社の業務を執行する。

第5章 計 算

(事業年度)

第 21 条 当会社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとする。

(剰余金の配当等)

第 22 条 当会社は、株主総会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。

2 前項に定める場合のほか、当会社は、基準日を定め、その最終の株主名簿に記載又は記録ある株主等に対して、剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除外期間)

第 23 条 剰余金の配当がその支払提供の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

第6章 附 則

(定款に定めのない事項)

第 24 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

上記は当会社の定款である。

平成 26 年 12 月 22 日

奈良県橿原市光陽町69番地の4
株式会社ベスト産業
代表取締役 高 倉 勝



この定款は現行の定款と相違ありません。
株式会社ベスト産業
代表取締役 木村 恵介



この定款は、当社の現行の定款に相違ありません。

令和7年2月7日
株式会社ベスト産業
代表取締役 木村 恵介



第三〇三一〇一号

給水装置事主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 木村 恵介

昭和五十一年十一月二十二日生

水道法(昭和三十九年法律第百七十七号)の
規定により給水装置事主任
技術者免状を交付する。

令和六年十一月二十日

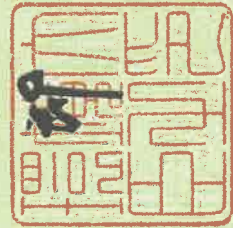
国土交通大臣

中野 洋



環境大臣

浅尾 慶一



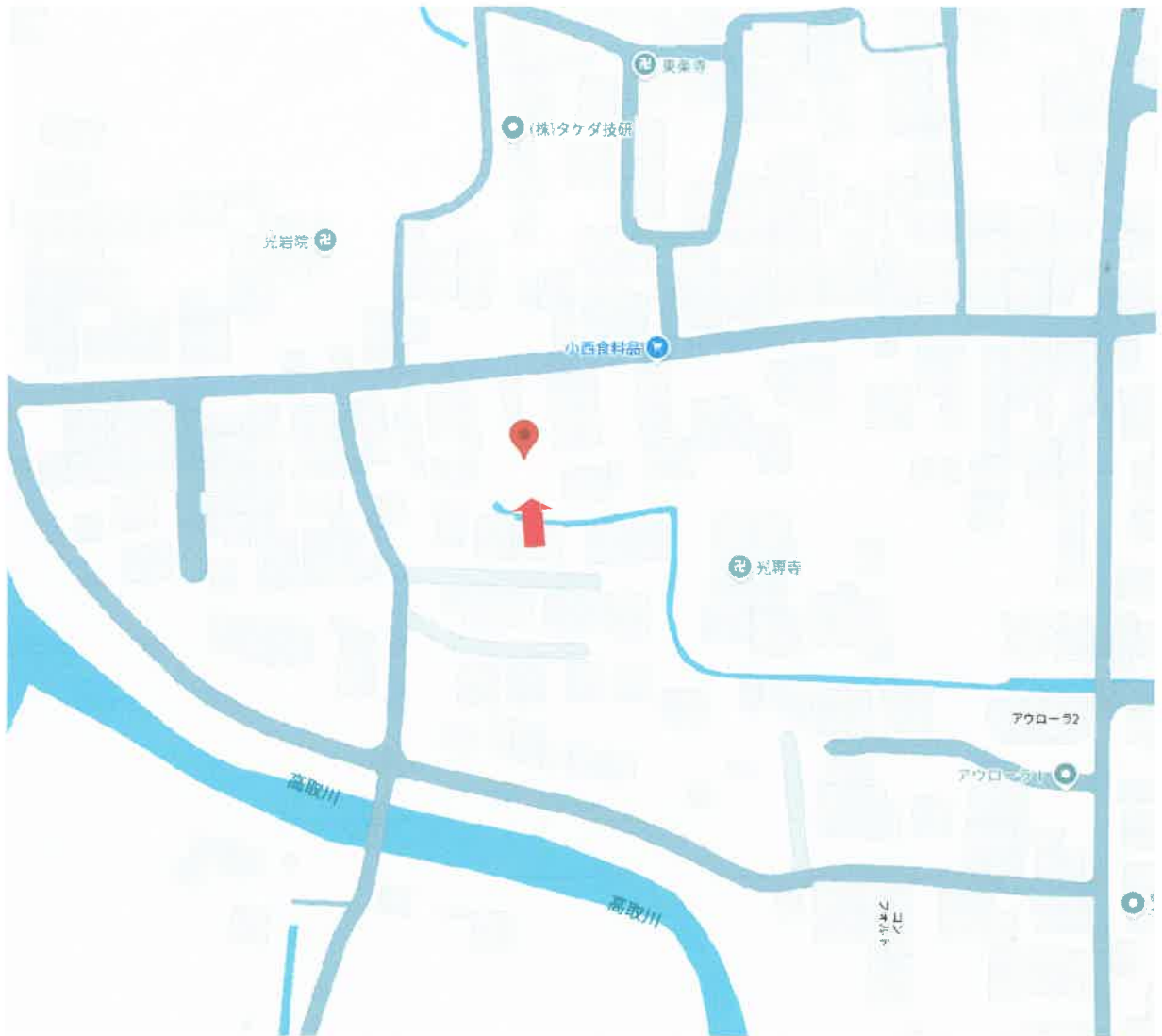
案内図

4



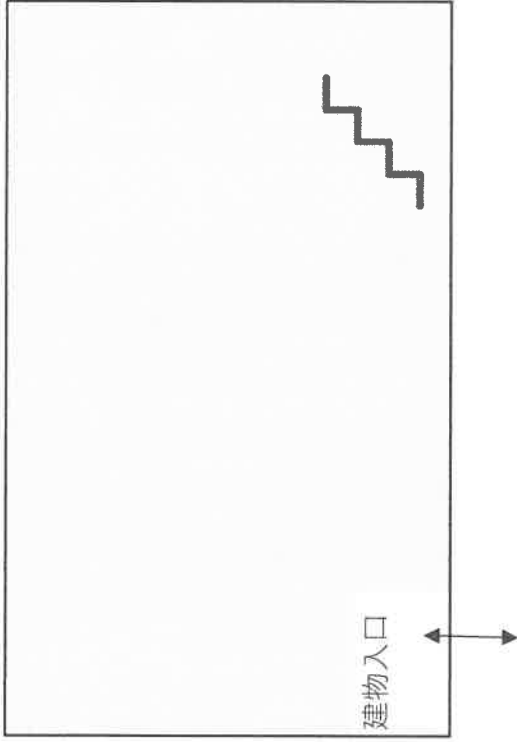
案内図

4

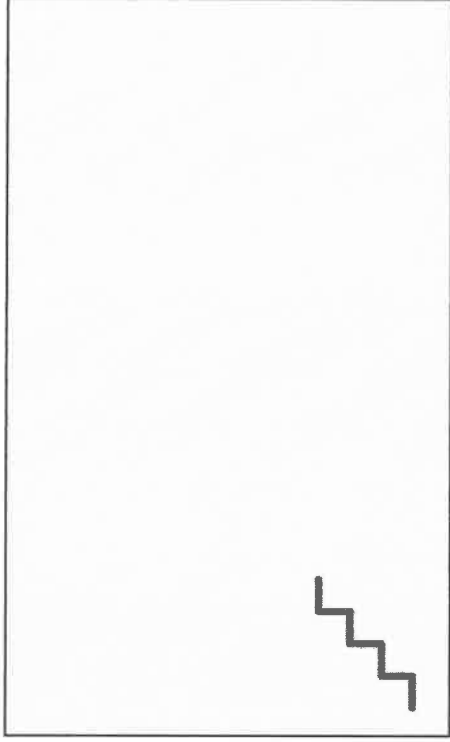


平面図

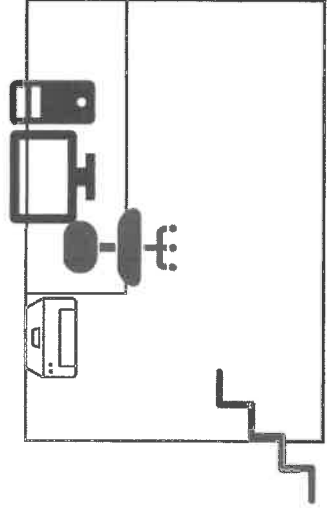
1F



2F



3F (事務所)



営業所写真

営業所の名称	本店
所在地	奈良県橿原市曾我町 467
電話番号	090-1957-2462

1 枚目：建物の全景

令和7年2月1日撮影



2 枚目：事務所内部

令和7年2月1日撮影



指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 6 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カブシキガイシャベストサンギョウ 株式会社ベスト産業
住所 奈良県橿原市曾我町467
フリガナ 代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク キムラ ケイスケ 代表取締役 木村 恵介
電話番号 090-1957-2462
FAX番号
メールアドレス fykpw300@yahoo.co.jp

代理人 奈良県奈良市杉ヶ町14-1第一西田ビル204

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。 山之内行政書士事務所 山之内 清孝

電話番号:0742-87-1768

メール:k_yamanouchi@kcn.jp



1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 1 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者		8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	広陵町 上下水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	河合町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者		10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長		17	磯城郡 水道企業団企業長		24	吉野町 水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 上下水道事業管理者		18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	明日香村 水道事業管理者		26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		13	平群町 水道事業管理者		20	上牧町 水道事業管理者				
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	王寺町 水道事業管理者				

様式第3 (水道法施行規則第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 6 日

届出者

氏名又は名称 株式会社ベスト産業
住 所 奈良県橿原市曾我町 467
代表者氏名 代表取締役 木村 恵介

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の
選任
の届出
解任
をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社ベスト産業	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
キムラ ケイスケ 木村 恵介	第 303101 号	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

第三〇三一〇一号

給水装置主任技術者免状

本籍 奈良県

氏名 木村 恵 介

昭和五十一年十一月二十二日生

水道法(昭和三十一年法律第百七十七号)の
規定により給水装置主任
技術者免状を交付する。

令和六年十一月二十日

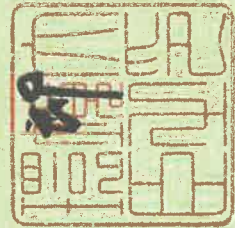
国土交通大臣

中野 洋



環境大臣

浅尾 康一



委任状

私は、下記1の者を代理人と定め、下記2の権限を委任します。

記

- 1 代理人 住所 奈良県奈良市杉ヶ町 14-1 第1西田ビル 204
氏名 山之内行政書士事務所
行政書士 山之内 清孝
(行政書士会登録番号 13281855 号)
電話 0742-87-1768
FAX 050-3737-3337
Mail k_yamaouchi@kcn.jp

2

1. 指定給水装置工事事業者指定申請に関する書類の資料収集・書類作成・提出・補正・申立・取下げ・指定給水装置工事事業者証の受領等、指定申請に関する一切の権限。
1. 復代理人選任に関する一切の権限。

本申請に関する補正等は
代理人の山之内行政書士
事務所にて連絡下さい。

令和 7 年 2 月 6 日

営業所所在地 奈良県橿原市曾我町 467
委任者 商号又は名称 株式会社ベスト産業
代表者氏名 代表取締役 木村 恵介

公益社団法人 日本水道協会奈良県支部 御中

〒630-8357
奈良県奈良市杉ヶ町 14-1 第1西田ビル 204
山之内行政書士事務所
行政書士 山之内清孝
TEL : 0742-87-1768
FAX : 050-3737-3337

書類送付のご案内

拝啓

平素は格別のご愛顧を賜り、厚く御礼申し上げます。下記の書類を同封致します。
お忙しいところ恐れ入りますが、ご査収くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

株式会社ベスト産業 指定給水装置工事事業者に係る新規申請 補正書類

- ・履歴事項全部証明書 1枚
- ・定款の原本証明 1枚

以上